

西宮市立地適正化計画の評価について

1. 趣旨

立地適正化計画は、誰もが暮らしやすいコンパクトな都市構造の維持や持続可能な都市経営を図るため、都市再生特別措置法第81条の規定に基づき策定する計画であり、同法第84条第1項の規定により、おおむね5年ごとに評価を行うよう努めることとされています。

本市では、令和元年7月に「西宮市立地適正化計画」を策定しており、令和6年度に策定から5年が経過し、各指標の達成状況を評価するために必要なデータが得られたことから、評価を行いました。

※令和6年度に本計画の見直しを行う予定ですが、今回の評価は見直し前の計画に対する評価となります。

2. 計画の目標年次と区域

本計画の目標年次と区域は、それぞれ都市計画運用指針、都市再生特別措置法第81条第1項の規定に基づき、以下のとおり設定されています。

目標年次	令和22年(2040年)
計画区域	都市計画区域(市全域)

3. 基本理念と基本的な方針

本計画では、本市の文教住宅都市としての特性を踏まえた上で、立地適正化計画の基本的な考え方に基づき、基本理念と基本的な方針を以下のとおり定めています。

■基本理念

地域の魅力を活かした誰もが暮らしやすいコンパクトなまち

■基本的な方針

- 1) 地域の特性を活かした市街地の維持・誘導
- 2) 地域に応じた生活サービス施設の維持・誘導
- 3) 「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」に基づく交通機能の強化

4. 評価の結果と今後の方針

本計画では、基本的な方針を踏まえた上で、居住誘導区域や都市機能誘導区域等を設定するとともに、居住・都市機能を誘導するための施策を展開しており、誘導区域の設定や施策の実施等による主な効果を評価するため、人口及び公共交通利用に関する3つの指標について目標値を設定しています。この3つの指標について、現時点の達成状況及び今後の方針を下表のとおり整理しました。今後も引き続き、社会動向等を注視しながら、必要に応じて居住誘導区域等の見直しを行うとともに、各種施策を推進していきます。

※令和6年度の本計画の見直しに伴い、指標及び目標値については見直しを行う予定です。

指標		目標値設定の考え方	計画策定時	評価時	目標値	達成状況の評価と今後の方針
人口に関する指標	居住誘導区域内人口密度	居住誘導区域に設定する区域は、大半が既成の市街地となっており、公共交通に沿って連なる市街地を中心に一定の人口密度を保持しているが、今後、人口減少が進むことが予想されており、これらを考慮したうえで、現在の人口密度を維持するよう目標値を設定。	(H27年) 109人/ha	(R2年) 109人/ha	(R22年) 102人/ha	計画策定時と同水準を維持しており、目標の達成に向けて順調に推移しています。今後も引き続き、居住誘導に関する施策を推進していきます。
	全市人口に対する居住誘導区域内人口比率	社会基盤維持費の抑制や既成市街地内のストックの有効活用を進める観点から、市街化区域内の外縁部で居住誘導区域外となるエリアでは、新たな開発行為を誘導しない方針としており、これにより全市人口に対する居住誘導区域内の人口の比率は、計画策定時と同程度の比率を維持する目標値を設定。	(H27年) 99.6%	(R2年) 99.6%	(R22年) 99.6%	
公共交通利用に関する指標	一日あたりの公共交通利用回数	「西宮市総合交通戦略（H28年9月）」と同じ指標を用いて評価を行うこととしており、交通に関する施策実施により鉄道・バスなどの公共交通の利用頻度を増やし、人口減少や高齢化が進む中でも、公共交通の利用者数を維持することを踏まえ、目標値を設定。	(H26年) 0.84回/人	(R5年) 0.79回/人	(R22年) 0.83回/人	計画策定時に比べ微減となっています。新型コロナウイルス感染症の影響により働き方や移動手段が変化したこともあり、コロナ禍が一定収束した現在でも利用者数が従前の水準に戻っていませんが、R3年は0.68回/人、R4年は0.74回/人と回復基調にあることから、今後も引き続き、交通に関する施策を推進するとともに、今後の推移を注視していきます。